



## 長野県原産地呼称管理制度(Nagano Appellation Control) 「認定米販売事業者」の認定申請を受け付けています

長野県では、平成16年度から「米」の価値を計る基準を、従来の「大きさ・色・形」に着目した規格ではなく、消費者の視点で表示していくため、その「味覚・栽培方法・生産方法」等に求め、農薬・化学肥料の使用を厳しく制限し、なおかつ、米官能審査委員会(お米マイスター等からなる専門家で構成)による食味等の審査に合格したこだわりの米を「認定米」として認定する「長野県原産地呼称管理制度」を発足させています。

「認定米販売事業者」制度は、認定米をより幅広く取り扱っていただけるよう、搗精設備・技術など一定条件を満たす米穀販売事業者様を長野県が認定し、当該事業者様が、生産者から認定米を玄米で仕入れ、搗精後、「長野県原産地呼称管理委員会認定」のブランドを付して出荷・販売することができる制度です。

つきましては、長野県が自信と責任を持ってお薦めする「認定米」を販売していただける「認定米販売事業者」の認定申請を下記のとおり受け付けておりますので、多数の米穀販売事業者様の申請をお待ちしております。

### 長野県原産地呼称管理制度「認定米販売事業者」の認定について

#### 1 申請受付時期 随時

#### 2 認定基準

- (1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条に基づく届出事業者であること。  
(年間事業規模20精米トン以上の出荷販売事業者地域センターに届出をしている者)
- (2) 認定米の精米基準に適合する搗精技術及び設備等を有していること。
- (3) 認定米の品質を保つ管理工程及び保管施設を有すること。
- (4) 認定米の入荷から販売までにおいて、認定米以外の米が混入しないよう工程等が整備されていること。

#### 3 審査方法

- (1) 申請書類審査：精米工程における設備等を申請書類により審査させていただきます。
- (2) 搗精技術審査：指定する審査用の玄米を搗精していただき、その精米が認定米の精米基準及び食味に適合しているかを審査させていただきます。

#### 4 その他

申請は無料です。(但し、審査用玄米・精米及び送料については、各自で御負担願います。)

※ 『長野県原産地呼称管理制度』については県のホームページをご覧ください。

<<http://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/sangyo/brand/nac/sedo.html>>

#### 5 申請受付先・お問い合わせ先

長野県農政部 農業技術課 農産振興係

住所 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7221 (直通) FAX 026-235-8392

※ 申請書の様式等は県ホームページにも掲載しています。

<<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/brand/nac/shinse.html>>

# 長野県原産地呼称管理制度 「認定米販売事業者」の認定について

## 1 目的

「長野県原産地呼称管理制度」による認定米の販売促進及びブランド化を推進するため、認定米の販売事業者の認定について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 認定の流れ

① 申請	・ 所定の様式により申請書類を作成の上、郵送または持参により提出していただきます。（申請は無料です。）
② 申請の受付	・ 申請受付後、指定する審査用の玄米を搗精し、その精米を郵送または持参により提出していただきます。（※審査用玄米は各自で用意）
③ 精米の提出	・ ただし、別に定める精米の品質・管理システムを構築している事業者については、提出は不要です。
④ 審査	・ 米委員会（生産者・流通関係者・学識経験者等の米の専門家で構成）が申請書類及び搗精技術の審査を行います。 （※米委員会は年3回（7月、10月、2月）開催）
⑤ 認定	・ 審査結果の通知及び認定米販売事業者には認定書を交付します。
⑥ 入荷・販売	・ 認定後は、認定米を玄米形態で入荷し、搗精後認定米（精米）として販売することができます。
⑦ 実績報告	・ 認定米販売後、実績報告書を提出していただきます。

## 3 認定米販売事業者の認定基準

- （1） 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定による届出事業者であること。
- （2） 認定米の精米基準に適合する搗精技術及び設備等を有すること。
- （3） 認定米の品質を保つ管理工程及び保管施設を有すること。
- （4） 認定米の入荷から販売までにおいて、認定米以外の米が混入しないよう工程等が整備されていること。

## 4 認定米販売事業者の責務等

- （1） 長野県原産地呼称管理要綱、要領及び関係法令等を遵守すること。
- （2） 長野県原産地呼称管理制度の運営に協力し、認定米のPRに積極的に取り組むこと。
- （3） 認定米に関する研修会を受講すること。
- （4） 認定米の品質の劣化等が生じた場合は、認定米としての販売を自粛すること。

## 5 改善指導及び認定の取り消し

認定米販売事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、調査を行った上で、改善指導等を行うものとする。また、改善指導等に従わなかったときは、認定を取り消すことができる。

- （1） 認定米販売事業者基準に適合しなくなったと認めるとき
- （2） 認定米販売事業者の責務に反する行為があったとき
- （3） 認定申請や管理記録等に虚偽の記載があったとき
- （4） 当該認定米以外の米と混合し、販売したとき

## 6 公表

認定の取り消しを行った認定米販売事業者の氏名及びその理由を公表することができる。

## 7 受付・事務局

長野県農政部 農業技術課 農産振興係 （県庁5階）

## 長野県原産地呼称管理制度とは

長野県では、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していくことで生産情報を消費者へ開示し、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的として、平成 14 年に「原産地呼称管理制度」を創設しました。

この制度では、農産物の原料や栽培方法、飼育方法、味覚による差別化を行い、「長野県で生産・製造されたもの」を自信と責任を持って消費者にアピール、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成し、長野県産農産物のブランド化を目指しています。

- 対象品目：米(平成 16 年産米から認定開始)・ワイン・日本酒・焼酎・シードル
- 制度運営：全体を統括する「長野県原産地呼称管理委員会」、品目毎に認定基準を検討・決定する「品目別委員会」、品目毎に官能審査をして認定品を決定する「品目別官能審査委員会」で運営。  
事務局は長野県庁各担当課。(米：農政部農業技術課)

## 認定米の基準（抜粋）

- ◆ 認定対象：当該年度の「うるち精米」（もち米、酒米、加工米は対象外）

基準項目		基準
生産地	栽培地	長野県内であること
	地区設定	同一水利系で類似した土壌とし、統一された栽培方法であること
	生産面積	ほ場面積の計が 50a 以上であること
生産	品種	コシヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、ひとめぼれ、きらりん、天竜乙女、ゆめしなの、風さやか
	農薬制限	農薬の使用を制限した栽培であること －具体的な方法－ 使用する化学合成農薬の成分数は慣行施用の 50%以内
	化学肥料制限	化学肥料を制限した栽培であること －具体的な方法－ 化学肥料による本田への窒素施用量が慣行施用の 50%以内
	農産物検査	玄米での農産物検査が 1 等であること
精米	精米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水分 14%以上 16%未満、粉状質粒及び被害粒の計が 10%未満、着色粒が 0.1%未満であり、かつ砕粒の混入率は 2%未満</u>であること</li> <li>・ 米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること</li> <li>・ 玄米調質装置の使用は認めない</li> </ul>
出荷	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 袋詰出荷とし消費者段階で開封するものとする</li> <li>・ J A S 法に基づく表示事項（以下「表示事項」という。）のうち、「原料玄米」の産地は、市町村以下（地区名等）まで表示すること</li> <li>・ 申請者が J A S 法に基づく販売者と異なる場合、表示事項とは別に、生産者欄を設け、表示事項中の「販売業者等」に準じて表示すること</li> </ul>
	期限	認定米としての出荷は、認定日から翌年の 9 月末までとすること
官能審査		官能審査委員会（お米マイスター等の米の専門家・学識経験者等）による食味等の審査に合格すること